

自然災害やテロなどの緊急事態の対応に必要な技術は基本的に共通しており、すべてのハザードを対象に安全・安心という横串で包括的にイノベーションを議論することは意味がある。

たとえば防災ニーズを持っている側が、現状技術により何ができるかを検討し、それを実践する中で技術側に何が足りないかを同定し、それを次のフェーズの技術開発の要件につなげる、というサイクルが重要。

ニーズとシーズのマッチングには、目利き人材によるシンクタンク機能が必要であるが、安全・安心分野では、その機能が弱いため、強化が必要。また、シンクタンクの要件にも留意すべき。

民間が手を出せないようなリスクの高い技術開発は政府が投資すべきであり、安全・安心のような分野でムーンショット型研究開発事業を推進することが重要。

安全・安心技術は、緊急時のみの利用では、コスト効率が悪く、民間参入が困難。そのため、平常時の商業利用を考慮し、民間へのインセンティブを創出することが重要。

個人情報保護法が、安全・安心の技術開発の支障になる場合がある。同法は、個人情報を特定の目的に従い使用するというものであり、その趣旨に沿って、安全・安心分野において活用することが重要。

「守る」は「育てる」と表裏一体であり、機微な技術が流出してしまうと大問題になるので、関係省庁が連携して取り組むべき。

大学で生み出された特許の場合、大学と雇用関係に無い学生がした発明は職務発明に該当せず、大学に帰属させることが難しい場合があるため、海外等への技術流出の観点から注意が必要。

現状の特許制度は、公開が前提であるため技術流出の可能性が否定できない。特許情報を非公開にするなどの検討が必要ではないか。